

令和6年度第1回 大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会  
ひとり親雇用等貢献企業顕彰審査部会議事概要

開催日時：令和6年8月7日（水曜日） 10時00分から11時30分

場所：大阪府庁新別館南館7階 審議会室

出席委員：田間 泰子 放送大学 客員教授【部会長】

清洲 真理 弁護士法人こまつ総合法律事務所大阪事務所（弁護士）

與口 修 一般社団法人関西経済同友会企画調査部 部長

会議の概要

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 会議の公開・非公開について

(2) ひとり親雇用等貢献企業顕彰の審査基準、募集要項等について

(3) その他

4 閉会

主な意見等（○：委員（及び部会長）、●：事務局）

**議事(1)について**

○部会長）資料1および事務局の説明を踏まえ、本日の会議については「公開」、次回の応募内容を審査する会議については「非公開」としたいが、いかがか。

○委員）審査選定上必要な情報の中には企業秘密に関する情報があり、公開することにより企業の地位等を害するという点について、具体的にどのような情報を想定しているのか。雇用者の労働条件等か。

●事務局）企業にとっては公開を想定していないような情報が申請書に記載の取組内容等に含まれる可能性がある。

○委員）応募する側も公表される前提で申請書類を提出していないということか。

●事務局）そのとおり。

○部会長）募集時に、例えば「募集していただいた内容については、すぐれた取組として発表される以外は公開されません。」といった文言を募集要項に入れてはどうか。

●事務局）現状、募集要項の留意事項欄に個人情報の取扱については記載している。また、実際に表彰された企業にはあらかじめ確認をとったうえで、取組内容等を公開している。

○部会長）募集要項に、資料について応募の段階では公開しない旨を記載しなくても大丈夫か。

○委員）今まで特に問題になっていなかったため、現状のままでもよいのではないか。

○部会長）このように様々な意見が出たため、事務局として検討いただきたい。

○部会長）議題1については、第1回部会は公開、第2回部会は非公開で決定する。

## 議事(2)について

### 【大阪府子育てハートフル企業顕彰基準（案）募集要項（案）・応募用紙（案）について】

- 部会長) 資料2から4 - 2および事務局の説明を踏まえ、ご意見等願います。
- 委員) 定量的評価については、企業が把握している情報を自己申告されたもので評価するのか。
- 事務局) そのとおり。
- 委員) ひとり親の起業をサポートする企業や起業したひとり親で本人のみで経営している場合についても応募が出来るのか。募集要項に記載の応募要件である「ひとり親の雇用の促進等」に関してどこまで解釈できるのか。このような企業を対象にするためには募集要項の書き換えが必要になると思う。今年度については間に合わないかもしれないが、今後検討したいと思っている。
- 委員) ひとり親への起業支援を行う企業は、現状の募集要項では定量的評価の雇用の部分がないため対象外になると思う。
- 部会長) ひとり親の雇用の環境作りのような形で区分2でなら申請可能か。
- 委員) どちらかという区分2に近い気がするが、定量的評価の雇用の部分がないため対象外になると思う。
- 委員) 本筋とは違うが、ひとり親の所得水準を上げる取組を広く世に紹介することは本来の顕彰の趣旨に反していないと思う。
- 部会長) その観点でいくと、区分1で正社員に限定しているのは、正社員だとある程度賃金水準もあり、雇用も安定しているという趣旨か。
- 事務局) そのとおり。
- 部会長) 給料の安い正社員と、月収100万円の起業したシングルマザーのどちらが表彰に値するかという考え方もある。
- 事務局) 難しい議論ではあるが、今まで、ひとり親家庭の支援という面で考えており、子育てをしながら働くことで安定した雇用環境の維持をしていただく必要があるという観点で行ってきた。
- 委員) 委員のご提案については、月収100万円となるようシングルマザーの起業を支援した企業を表彰するかどうかという話だと思うが、その月収が続くかどうかという点もある。
- 委員) シングルマザーの起業を支援し起業したあと、ちゃんと生活できていることがフォローアップが出来ているのであれば一定の評価が出来ると思う。
- 部会長) 区分1については本人が女性起業家であっても、雇用促進等に意識的に取り組んでいたらよい。ただ区分2については、女性起業家の輩出に貢献しているところを表彰する場合、今の審査基準のままで適用可能か。検討させていただき、今年度の募集に間に合わなければ、次年度の課題としていただきたい。
- 部会長) 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の第1条に規定する「雇用の促進及び職業の安定」についてシングルマザーの起業を支援する企業を含めてよいか。
- 事務局) もともとこの顕彰制度は、雇用される側の立場である、ひとり親の方をよりよい

環境で就職いただくということで、制度設計している。一度事務局の中で整理させていただく。

### 議事(3)について

#### 【スケジュール(案)について】

- 部会長) 資料6および事務局の説明を踏まえ、ご意見等お願いします。
- 委員) 異議なし。
- 事務局) では、今回いただいた意見を踏まえ、部会長と最終調整を行い、各委員に共有させていただきます。

以上。